

## 随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 平面系高度浄水処理棟排水ポンプ設備修繕

本件は、村野浄水場に設置している排水ポンプ設備の修繕を行うものである。

本設備は建屋内の排水を目的に設置している設備であるが、不具合が発生しているため、建屋内が浸水する恐れがある。建屋内が浸水した場合、周辺に設置している電気設備等に支障をきたし、浄水処理に多大な影響を及ぼすため、直ちに修繕しなければならない。

このため地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約することとする。

また、施工については、「随意契約ガイドライン3(4)【契約相手方選定に係る要件】(ア)及び(イ)②③⑥」を満たすことから、株式会社共和技電に問い合わせたところ、直ちに資機材、労力の手配が可能であると回答があったため、同者に依頼する。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用第13条関係第1項第7号)の規定により、比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### (件名) 村野浄水場 E系凝集沈でん池排泥設備修繕

本件は、村野浄水場のE系凝集沈でん池に設置している排泥設備（排泥弁スピンドル）の修繕を行うものである。

本設備は排泥時に使用する設備であるが、電気信号を送るスピンドルの軸がずれて故障が発生しており、空気弁が正常に動作しないことから直ちに修繕しなければならない。

このため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約することとする。

また、施工については以前同じ設備の修繕を行った業者である朝日企業株式会社にお問い合わせしたところ、直ちに資機材、労力の手配が可能であると回答があったため同者に依頼する。

### 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積りを省略する。

# 随意契約理由書

## 【件名】磯島取水場 制水塔ゲート電動駆動装置補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 磯島取水場外に設置している制水塔ゲート電動駆動装置の補修を行うものである。

本件の対象である制水塔ゲート電動駆動装置は、製造者独自の基準により設計及び製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計及び製作した西部電機株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、西部電機株式会社と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 1 項第 1 号）により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### 【件名】 村野浄水場 フロキュレータ設備用減速機修繕工事

本件は、大阪広域水道企業団村野浄水場内のE系凝集沈でん池に設置しているフロキュレータ設備用減速機の修繕を行うものである。

本件の対象である減速機は、製造者独自の基準により設計及び製作されたものであり、修繕を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や仕様、構造などの知識が必要である。このため、本修繕の施工が可能な者は、本減速機を設計及び製作した住友重機械工業株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、住友重機械工業株式会社と随意契約を行うものである。

### 比較見積りの省略

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第1項第1号）により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### (件名) 庭窪浄水場 粒状活性炭吸着池設備改良工事その3

本件は、庭窪浄水場の北系高度浄水処理棟に設置している粒状活性炭吸着池設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である粒状活性炭吸着池設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作したユニチカ株式会社から事業譲渡されたアタカ大機株式会社と合併し、存続会社となった日立造船株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、日立造船株式会社と随意契約を行うものである。

### 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### (件名) 庭窪浄水場 流量計設備改良工事その2

本件は、庭窪浄水場に設置している流量計設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である流量計設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所が業務移管している株式会社日立産機テクノサービス1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社日立産機テクノサービス大阪事業所と随意契約を行うものである。

### 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### (件名) 庭窪浄水場 流量計設備改良工事その1

本件は、庭窪浄水場に設置している流量計設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である流量計設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した横河ソリューションサービス株式会社が業務移管している向洋電機株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、向洋電機株式会社と随意契約を行うものである。

### 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

# 随意契約理由書

## 【件名】 庭窪浄水場 粒状活性炭吸着池設備改良工事その2

本件は、庭窪浄水場の北系及び南系高度浄水処理棟東棟に設置している粒状活性炭吸着池設備の空洗弁の改良を行うものである。

本件の対象である空洗弁は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社クボタが業務を移管している株式会社クボタ建設1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社クボタ建設大阪支社と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### 【件名】 庭窪浄水場 昇降機設備改良工事その2

本件は、庭窪浄水場の北系高度浄水処理棟東棟ほかに設置している昇降機設備の改良を行うものである。

本件の対象である昇降機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良、改良後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このため、本改良が可能な者は、本設備を設計・製作した三精テクノロジーズ株式会社1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、三精テクノロジーズ株式会社と随意契約を行うものである。

### 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

(件名) 三島浄水場 薬品注入設備修繕

本件は、三島浄水場に設置している薬品注入設備の修繕を行うものである。

三島浄水場の本館に設置している薬品注入設備で、2系2号PAC注入機が故障して、PACを適量注入できない状態になっている。

このまま放置すれば、PACが適量注入できず、水運用に支障をきたすおそれがある。

このことから地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

本修繕については、昨年「庭窪浄水場ほか 薬品注入設備保守点検業務」を契約していた月島ジェイアクアサービス機器株式会社西日本営業所に本修繕に必要な作業員及び材料等が準備できるか確認したところ、直ちに手配できると回答があり、早急な修繕が可能な者であるため契約相手方とする。

### 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

(件名) 一津屋取水場ほか 空調設備修繕

本件は、一津屋取水場水質計器棟及び万博公園浄水施設オゾン発生機室に設置している空調設備の修繕を行うものである。

これらの空調設備は、室内にある水質計器やオゾン発生機等の設備機器を冷却保護するためのものである。空調設備の故障により、室内の高温状態が続くと、水質計器やオゾン発生機等の水処理用設備が故障し、水運用に支障をきたすおそれがあることから、緊急に修繕を行う必要がある。

修繕を行うにあたり庭窪浄水場内にて空調設備保守点検業務を行っていた株式会社オーテック板倉に確認したところ、対応可能であるとの回答であった。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、株式会社オーテック板倉と随意契約を行うものである。

### 比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第7号の規定により比較見積りを省略する。

# 随意契約理由書

## 【件名】 万博公園浄水施設 薬品注入制御設備改良工事

本件は、万博公園浄水施設に設置している薬品注入制御設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である薬品注入制御設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、制御設備の機能増設、増設後の動作確認、試験及び調整を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

については、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した横河電機株式会社が組織再編に伴い事業承継した横河ソリューションサービス株式会社が、既設盤の改造工事等の業務を移管している向洋電機株式会社のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、向洋電機株式会社と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 1 項第 1 号）により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### 【件名】万博公園浄水施設ほか 活性炭吸着池設備及び水道設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 万博公園浄水施設ほか3箇所に設置している活性炭吸着池設備及び水道設備の補修を行うものである。

本件の対象である活性炭吸着池設備及び水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社クボタが維持管理業務を移管しているクボタ環境エンジニアリング株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、クボタ環境エンジニアリング株式会社 大阪営業所と随意契約を行うものである。

### 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### 【件名】送水管理センターほか 送水系セキュリティ設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターほか 23 箇所に設置している送水系セキュリティ設備の補修工事を行うものである。

本件の対象であるセキュリティ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した NEC ネットエスアイ株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、NEC ネットエスアイ株式会社 関西パブリックソリューション営業本部と随意契約を行うものである。

### 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### 【件名】送水管理センターほか 計算機設備補修工事

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターほか2箇所を設置している計算機設備の補修を行うものである。

本件の対象である計算機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社日立製作所 関西支社と随意契約を行うものである。

### 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により省略する。

## 随意契約理由書

### 【件名】送水管理センターほか 計算機設備改良工事その2

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターほか18箇所に設置している計算機設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である計算機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により比較見積りを省略する。

## 随意契約理由書

### 【件名】送水管理センターほか 伝送設備改良工事その2

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターほか1箇所を設置している伝送設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である伝送設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術、知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した三菱電機株式会社一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、三菱電機株式会社関西支社と随意契約を行うものである。

### 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により比較見積りを省略する。

# 随意契約理由書

## 工事名：バルブ補修工事その5

本件は、大阪広域水道企業団 門真市堂山町1丁目ほか6箇所に設置しているバルブ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるバルブ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社清水合金製作所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社清水合金製作所と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条および同運用第13条関係第1項第1号により比較見積りを省略する。

# 随意契約理由書

件名：建込開度計（6V-10）修繕

## ■災害未然防止のための応急工事

### ②交通事故等による二次災害を防止するための応急工事

<随意契約ガイドライン 第4号 【建設工事】(エ) ②>

(具体的な内容)

本件は、6次拡張送水管に設置しているバタフライ弁の建込開度計鉄蓋ケースの修繕を行うものである。

四條畷市道に設置している当該建込開度計の鉄蓋ケースが斜めに傾いた状態になっていることが分かり、この状態ではバイクが転倒するなど重大な事故が発生する恐れのあるため、鉄蓋ケースの設置を正常に戻し、強固に固定する修繕を緊急に行う必要がある。

以上の事由から、本設備を設計製作した株式会社前澤工業が改良工事等の業務を移管している株式会社前澤エンジニアリングサービスに施工の可否を確認したところ、緊急の施工が可能であることが分かった。

については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により比較見積りを省略する。

# 随意契約理由書

工事件名： 美陵ポンプ場ほか 60MHz 帯無線電話装置改良工事

契約番号： 07-23-改-0112

本件は、美陵ポンプ場ほか1箇所に設置している60MHz帯無線電話装置の更新を行うものである。

令和6年10月15日の競争入札において、予定価格内の入札がなかったため、10月18日に再度の競争入札を実施したが、予定価格内の入札がなかった。

このことから、令和6年10月15日及び10月18日の競争入札において予定価格超過により入札のあった株式会社大日電子に問い合わせたところ、受注の意志が有り、かつ入札価格を精査することが可能であるとの回答が得られた。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号の規定により株式会社大日電子と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第9号）の規定により、比較見積りを省略する。

# 随意契約理由書

## ■件名：漏水修理工事（浅香分岐・堺市）

本工事は、堺市堺区今池町5丁付近において発生した漏水に伴う漏水修理工事である。

堺市堺区今池町5丁付近の浅香分岐 φ350 において漏水が発生したため、上流のバルブを閉止し、漏水箇所の特定制を行った。漏水箇所は下水道のBOX内にある企業団の管の縦割れと判明し、応急処置としてセメントで補修を行った。あくまで応急処置であること、下水道のBOXの管理者である堺市上下水道局からも早急な対応を求められていることから、緊急に修理するものである。

修理を行うにあたり実施が可能な業者として、昨年度の「漏水修理工事（5次工水・高石市）」の受注者である「奥村組土木興業株式会社」へ問い合わせたところ、緊急工事を直ちに実施できることを確認した。

については、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

## 比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積りを省略する。